

沖縄県立那覇みらい支援学校
令和4年度開校
開校準備室だより

令和3年5月25日 第2号

〒900-0014 那覇市 松尾1丁目6-1 (3F)
電話 (098)860-2091
FAX (098)860-2094
沖縄県立那覇みらい支援学校開校準備室
室長 新垣 ゆかり

5月になり沖縄地方も平年より早い梅雨入りとなりました。そんな中ではありますが、体育館には先月お披露目した校章も入り、建築の足場も少しずつ外され、徐々に外観が見えてきました。

4月に開室した準備室ですが、7人の室員全員で開校に向けての教育課程編成のための資料収集や大型備品等の入札の準備等をすすめているところです。今号では、平成28年10月に示された基本方針をお知らせし、その基本方針を踏まえた学校づくりについてお伝えします。

基本方針であげられた学校の特色は（ア）～（キ）の7点です。

- （ア）都市地区の特性を活かした教育環境の充実
- （イ）複数障害に対応可能な教育部門の設置
- （ウ）小学部・中学部・高等部の一貫した教育課程の編成
- （エ）地域の小中高等学校との交流及び共同学習の充実
- （オ）児童生徒間の交流、共同学習、特色ある教育活動等による魅力ある学校
- （カ）特別支援教育のセンター的機能を発揮する学校
- （キ）社会参加に向けた自立を促す生活指導が充実した学校

これらを踏まえ、那覇みらい支援学校は、「つながる」をキーワードとして学校の特色づくりに取り組んでいきます。

一つ目に、学校内でのつながりを大切にします。複数障害種の対応を共有しながら、一人一人の障害の状態に応じた教育の充実を図るとともに、小中高で一貫したつながりのある教育課程を編成することで、学びの積み上げを行い、自立し、社会参加・貢献するための指導の充実に取り組みます。

二つ目に、地域とのつながりを大切にします。都市地区の特性を活かした教育環境の整備や充実を図るためには地域の皆さんとのつながりを大切にしながら進めてまいります。学校での取り組みを積極的に発信し、開かれた教育課程の実践により本校教育と地域とのつながりをより一層深めていきたいと考えています。

さらに、地域の小中高等学校をセンター的機能で支援するとともに、障害のある人も障害のない人も共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築に向けて、小中高等学校との交流及び共同学習にも取り組んでまいります。



那覇みらい支援学校のスクールバスの入札に関するお知らせが、沖縄県教育委員会Webページに掲載されています。

那覇みらい支援学校開校準備室に寄せられた質問です。(5月現在)

Q1 那覇みらい支援学校の通学区域はいつ決まりますか。

6月中旬以降に決定予定となっております。決定次第、沖縄県教育委員会から各市町村教育委員会へ周知されます。

Q2 那覇みらい支援学校の学校説明会はありますか。(現在特別支援学校に就学している方)

学校の施設等がまだ完成していませんので、学校説明会の開催については、現在、調整中です。6月に決定される通学区域に該当する児童生徒で既に特別支援学校(大平特支、島尻特支、西崎特支、鏡が丘特支、那覇特別支援学校)に就学している場合は、各学校での説明会開催予定しております。お知らせ等については、現在通われている学校をとおして発送します。

Q3 令和4年度4月に就学予定(小・中1年生)ですが、どのようにしたら良いですか。

特別支援学校への就学は、市町村教育委員会での就学(教育)に関する手続きや相談、調査等の対応を行った上で、沖縄県教育委員会に必要な書類等を提出し、学校教育法施行令第22条の3に該当する場合に限り、特別支援学校への就学が可能です。その場合において、県教育委員会が、1月末までに特別支援学校の通学区域の規則に則って、お子さんが通う学校が指定され、保護者へ通知が行われます。

Q4 現在小・中学校に在籍していますが、那覇みらい支援学校への転学は可能ですか。1年生ですが、どのようにしたら良いですか。

22条の3に該当する障害の程度の児童生徒となっております。まずは、お住まいの市の教育委員会へ御相談ください。

※学校教育法施行令第22条の3とは何ですか。

特別支援学校に就学する障害の程度が示されている法律です。

知的障害	肢体不自由	病弱
一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの